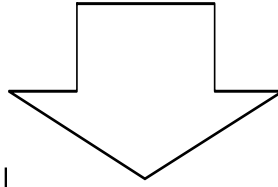


農地を相続したときは・・・

農地を相続したんだ
けど、どうしたら
いいの？



地元の**農業委員会**に
届出をお願いします



農業委員会では、例えば、相続した方が地元を離れていて、自分では手入れができない場合に、農地の管理についてのご相談や、地元で借り手を探すなどのお手伝いをします。

農地法の改正により、相続などによる農地の権利取得を農業委員会がきちんと把握し、農地の有効利用に努めます。

手続きは簡単です。

裏面の届出書に記入して農業委員会へお届けください。(郵送可)

小鹿野町農業委員会事務局

〒368-0201

小鹿野町両神薄2906番地

電話0494-79-1101